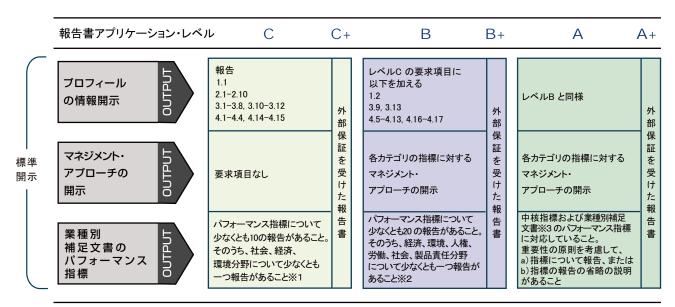
GRIガイドライン対照表

「日立電線グループCSR報告書2012」の作成にあたり、GRIの「サステナビリティ・レポーティング・ガイドライン第3.1版※」に準拠しました。 以下は、同ガイドラインの指標との対照表を示しています。

※UNEP(国連環境計画)の公認団体である国際的非営利団体「GRI(Global Reporting Initiative)」が策定した、組織が持続可能性報告書を作成する際にそのパフォーマンス情報を開示するための枠組みとなるガイドライン。



- ※1 パフォーマンス指標は、最終版の業種別文書から選択してもよい。ただし、10のうち7または元のGRIガイドラインから選択すること
- ※2 パフォーマンス指標は、最終版の業種別文書から選択してもよい。ただし、20のうち14は、元のGRIガイドラインから選択すること
- ※3 最終版の業種別補足文書

GRIガイドラインG3.1

項目	指 粿	該当ページ、直接回答 および備考
	基本開示パート I:企業情報	
1. 戦略お。	こび分析	
1.1	組織にとっての持続可能性の適合性とその戦略に関する組織の最高意思決定者(CEO、会長またはそれに相当する上級幹部)の声明	7-8
	主要な影響、リスクおよび機会の説明	7-8, 9-10, 13-18
	上交でが言、ハハンのかい成立の肌的 プロフィール	7 0, 3 10, 13 10
2.1	組織の名称	3
	主要な、ブランド、製品および/またはサービス	5-6
2.3	主要部署、事業会社、子会社および共同事業などの、組織の経営構造	2, 3-4
2.4	組織の本社の所在地	3
2.5	組織が事業展開している国の数および主要な事業展開を行っている、あるいは報告書中に掲載されているサスティナビリティの課題に特に関連の ある国名	3-4
2.6	所有形態の性質および法的形式	15
2.7	参入市場(地理的内訳、参入セクター、顧客/受益者の種類を含む)	3-4, 5-6
2.8	報告組織の規模	3-4, 5-6
2.9	規模、構造または所有形態に関して報告期間中に生じた大幅な変更	該当なし
2.10	軽告期間中の受賞歴	27
3. 報告要 3.1	を 提供する情報の報告期間(会計年度/暦年など)	2
3.2	旋床との1時似の取らが同じ、云前十長/后十-6-C / 前回の報告書発行日(能当する場合) 前回の報告書発行日(能当する場合)	2
3.3	型型の報告書先は中、総当7 30号は/ 報告サイクル(年次、半年ごとなど)	2
3.4	報告書またはその内容に関する質問の窓口	2
3.5	報告書の内容を確定するためのプロセス	当社は事業活動に直接関係のある組織等をステークホルダーと定義しており、当社が事業活動を行っている国内外地域コミュニティが含まれる。一方、当社事業はお68事業であるため、消費者は含まれない。当社は、自社の持続可能性維持のためには、法令遵守、公正な取引、製品の品質向上、株主還元。これらを実現できる労働環境の確保が必要と考える。また当社は、金属材料・部品の製造を行うため、生物多様性を含む環境保全活動を行っている。当社の重要課題は、ステークホルダーや地球環境に影響を持つ事業関連活動であると認識しており、本レボートは、事業および関連活動をステークホルダー別に取り上げるとともに、環境活動のページも設けている。組載内容は、国内ステークホルダーに対しませい。
3.6	報告書のパウンダリー(国、部署、子会社、リース施設、共同事業、サプライヤーなど)。詳細はGRIパウンダリー・プロトコルを参照。	2, 3-4, 44
3.7	報告書のスコープまたはバウンダリーに関する具体的な制限事項を明記する。	2, 3-4, 44
3.8	共同事業、子会社、リース施設、アウトソーシングしている事業および時系列または報告組織間の比較可能性に大幅な影響を与える可能性がある その他の事業体に関する報告の理由。	2, 3-4
3.9	報告書内の指標およびその他の情報を編集するために適用された推計の基となる前提条件および技法を含む、データ測定技法および計算の基盤。GRIプロトコルの不採用または変更についての説明。	31, 46, 48, 49, 57, 58

項目	指標	数当ページ、直接回答 および備考
3.10	以前の報告書で掲載済みである情報を再度記載することの効果の説明およびそのような再記述を行う理由(合併/買収。基本となる年/期間、事業の性質、測定方法の変更など)。	該当なし
3.11 3.12	報告書に適用されているスコープ、バウンダリーまたは測定方法における前回の報告期間からの大幅な変更。 報告書内の標準開示の所在地を示す表。	4,53(化学物質排出に関わる指定化学物質数の増加) 2
3.13	報告書の外部保証添付に関する方針および現在の実務慣行。	当社は、当社のCSR活動につき「GRIガイドライン G3.1」に基づいて適正に判断し、報告状況を「GRIガイドライン 対照表」で必要している。従って、現在、アプリケーションレベルについての外部保証を添付していないが、アプリケーションレベルについての自己評価は正当であると考えている。
4. ガバナ: 4.1	ンス、コミットメントおよび参画 戦略の設定または全組織的監督など、特別な業務を担当する最高統治機関の下にある委員会を含む統治構造(ガパナンスの構造)。	15-16
4.2	最高統治機関の長が、執行役員を兼ねているかどうかを示す。	16
4.3 4.4	単一の理事会構造を有する組織の場合は、最高統治機関における社外メンバーおよび/または非執行メンバーの人数、性別を明記する。 株主および従業員が最高統治機関に対して提案または指示を提供するためのメカニズム。	16 15, 17, 20–27, 32
4.5	最高統治機関メンバー、上級管理職および執行役についての報酬(退任の取り決めを含む)と組織のパフォーマンス(社会的および環境的パフォーマンスを含む)との関係。	16
4.6 4.7	最高統治機関が利害相反問題の回避を確保するために実施されているプロセス。 性別、その他のダイバーシティの指標を含め、最高統治機関および委員会のメンバーの構成、質、経験を決定するためのプロセス。	15–16 15
4.8	経済的、環境的、社会的パフォーマンス、さらにその実践状況に関して、組織内で開発したミッション(使命)およびパリュー(価値)についての声明、 行動規範および原則。	11–12, 39
4.9	11 30/06/1036/2017 11 30/06/1036 11 30/06/1036 12 30/06/1036 13 30	15–16
4.10	最高統治機関自体のパフォーマンスを、特に経済的、環境的、社会的パフォーマンスという観点で評価するためのプロセス。	15–16
4.11 4.12	組織が予防的アプローチまたは原則に取り組んでいるかどうかおよびその方法はどのようなものかについての説明。 外部で開発され、組織が同意または受諾する経済的、環境的、社会的憲章、原則、その他のイニシアティブ。	9–10, 16, 17–18 22, 55, 58–61
4.12	組織が以下の項目に該当するような、(企業団体などの)団体および/または国内外の提言機関における会員資格。 ・統治機関内に役職を持っている・プロジェクトまたは委員会に参加している・通常の会員資格の義務を越える実質的な資金提供を行っている	「日本経団連生物多様性宣言推進パートナーズ」に参加
4.14	- 会員資格を戦略的なものとして捉えている 組織に参画したステークホルダー・グループのリスト	12
4.15	参画してもらうステークホルダーの特定および選定の基準	当社の主要事業は、産業用電線・ケーブル、金属材料、電影部品の製造であり、関連活動を含め、消費者に直接影響っちのではない。よって当社は、顧客、サブライヤー、株主、投資家、従業員、および当社の事業所が所在する地域コミュニティといった、事業関連者をステークホルダーと定義づけている。
4.16	種類ごとのおよびステークホルダー・グループごとの参画の頻度など、ステークホルダー参画へのアプローチ。	必要に応じて適宜開催(顧客・サブライヤー向けに年数回、株主向け1回、投資家向け4回、労使による会議数回。社会・地域コミュニティについては、p.33-36参照。
4.17	その報告を通じた場合も含め、ステークホルダー参画を通じて浮かび上がった主要なテーマおよび懸案事項と、それらに対して、報告を含め組織がどのように対応したか。 基本 開示パートル:マネジメントアプローチ	19-36
マネジメン	トアプローチEC	
側面	経済的パフォーマンス 市場での存在感	3-4 5-6
	間接的な経済的影響	34, 36
マネンメン	トアプローチEN RATE RATE RATE RATE RATE RATE RATE RATE	47
	エネルギー	37-38, 44, 45-46, 47
	水 生物多様性	47 8, 33
側面	排出物、廃水および廃棄物	45-46, 47, 48, 49, 50, 51-52, 53-54
	製品およびサービス	5-6, 56-57
	<u>法令遵守</u> 輸送	17, 39 50
	総合	8, 39, 40-43, 44, 45-46
マインメン	<mark>トアプローチLA</mark> 雇用	13-14, 28
	労使関係	32
側面	労働安全衛生 研修および教育	31–32 28–29
	ダイバーシティと機会均等 男女の報酬不差別	28-29 性別による給与差なし
マネジメン	トアプローチHR	
	投資および調達の慣行無差別	28-32 28-30
	結社の自由	12, 28
側面	児童労働 強制労働	グループ内に児童労働なし グループ内に強制労働なし
	保安價行 先住民の権利	31-32 関連性なし
	評価	13-14
マネジメン	苦情の解決 トアプローチSO	該当なし
	地域コミュニティ	33-36
側面	不正行為 公共政策	17–18 11–12
	非競争的な行動 法令遵守	17, 25 17–18
マネジメン	トアプローチPR	
	顧客の安全衛生 製品およびサービスのラベリング	関連性なし 5-6
側面	マーケティング・コミュニケーション 顧客のプライバシー	45-46, 56-57 20
	顧各のフライバンー 法令遵守	20 17–18

項目	指標	該当ページ、直接回答 および備考		
	基本開示パートⅢ:パフォーマンス指標	83 to - 188 to		
項目 パフォーマンス指標(●中核/○追加)				
経済的パ	<u>経済</u> フォーマンス			
●EC1	収入、事業コスト、従業員の給与、寄付およびその他のコミュニティへの投資、内部留保および資本提供者や政府に対する支払いなど、創出したお	_		
●EC2	よび分配した直接的な経済的価値。 気候変動による、組織の活動に対する財務上の影響およびその他のリスクと機会。	_		
●EC3	確定給付(福利厚生)制度の組織負担の範囲。	_		
●EC4 市場での	政府から受けた相当の財務的支援。 左左成	_		
OEC5	主要事業拠点について、現地の最低賃金と比較した標準的男女別新入社員賃金の比較の幅。	_		
●EC6 ●EC7	主要事業拠点での地元のサプライヤー(供給者)についての方針、業務慣行および支出の割合。 主要事業拠点における現地採用の手順、現地のコミュニティからの上級管理職となった従業員の割合。	_		
間接的な	経済的影響			
●EC8 ○EC9	商業活動、現物支給、または無料奉仕を通じて主に公共の利益のために提供されるインフラ投資およびサービスの実施と影響。 影響の程度など、著しい間接的な経済的影響の把握と記述。	33–36 44		
	環境			
原材料 ●EN1	使用原材料の重量または量。	47		
●EN2	リサイクル由来の使用原材料の割合。	51-52		
エネルギ- ●EN3	- 一次エネルギー源ごとの直接的エネルギー消費量。	_		
●EN4	一次エネルギー源ごとの間接的エネルギー消費量。	_		
OEN5	省エネルギーおよび効率改善によって節約されたエネルギー量。 エネルギー効率の高いあるいは再生可能エネルギーに基づく製品およびサービスを提供するための取り組みおよび、これらの取り組みの成果とし	48-50		
OEN7	でのエネルギー必要量の削減量。 間接的エネルギーの消費量削減の取り組みと達成された削減量。	40		
OEN7 水	비]女リーイルオー・ソバ貝里門派の以外が起かと注放された門派里。	49		
●EN8	水源からの総取水量。	47		
OEN9 OEN10	取水によって著しい影響を受ける水源。 水のリサイクルおよび再利用が総利用水量に占める割合。	47		
生物多様	<u> </u>	T		
●EN11	保護地域内あるいはそれに隣接した場所および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域に、所有、賃借、または管理している土地の所在地 および面積。	33		
●EN12	保護地域および保護地域外で生物多様性の価値が高い地域での生物多様性に対する活動、製品およびサービスの著しい影響の説明。	33		
OEN13 OEN14	保護または復元されている生息地。 生物多様性への影響をマネジメントするための戦略、現在の措置および今後の計画。	8. 33		
OEN15	事業によって影響を受ける地区内の生息地域に生息するIUCN(国際自然保護連合)のレッドリスト種(絶滅危惧種)および国の絶滅危惧種リストの			
	数。絶滅危険性のレベルごとに分類する。 毛水および廃棄物			
●EN16	重量で表記する、直接および間接的な温室効果ガスの総排出量。	45-46, 48-50, 58		
●EN17 ○EN18	重量で表記する、その他関連のある間接的な温室効果ガス排出量。 温室効果ガス排出量削減のための取り組みと達成された削減量	48-50		
●EN19	重量で表記する、オゾン層破壊物質の排出量。	45-46		
●EN20 ●EN21	種類別および重量で表記するNOx,SOxおよびその他重要な排気物質。 水質および放出先ごとの総排水量。	47 47		
●EN22	種類および廃棄方法ごとの廃棄物の総重量。	47		
●EN23	■大な漏出の総件数および漏出量。 バーゼル条約付属文書1、11、11およびVIIIの下で有害とされる廃棄物の輸送、輸入、輸出あるいは処理の重量および国際輸送された廃棄物の割	該当なし		
OEN24	合。	_		
OEN25	報告組織の排水および流出液により著しい影響を受ける水界の場所およびそれに関連する生息地の規模、保護状況および生物多様性の価値を 特定する。	_		
	「サービス 朝日からばし じっの理論以郷大切5m大 7m 1/40 2.1. R/郷地)けの50 m	In		
●EN26 ●EN27	製品およびサービスの環境影響を緩和する取り組みと、影響削減の程度。カテゴリー別の、再生利用される販売製品およびその梱包材の割合。	56–57 —		
法令遵守				
●EN28 輸送	環境規制への違反に対する相当な罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数。	41		
OEN29	組織の業務に使用される製品、その他物品および原材料の輸送および従業員の移動からもたらされる著しい環境影響。	50		
総合 OEN30	種類別の環境保護目的の総支出および投資。	44		
戸田	社会性:労働慣行とディーセント・ワーク(公正な労働条件)			
雇用 ●LA1	雇用の種類、雇用契約および地域別の総労働力。	4, 13-14, 29-30		
OLA3	従業員の総離職数および離職率の年齢、性別および地域による内訳。 主要な業務ごとの、派遣社員またはアルバイト従業員には提供されないが正社員には提供される福利。			
●LA15	主要は未務ことの、派追位員まだはアルバイトに来員には提供されないが正位員には提供される値利。 性別ごとの育児休暇後の復職および定着率	30		
労使関係	団体な事物やの対象となる従業員の割合	22		
●LA4 ●LA5	団体交渉協定の対象となる従業員の割合。 労働協約に定められているかどうかも含め、著しい業務変更に関する最低通知期間。	32		
労働安全				
OLA6	労働安全衛生プログラムについての監視および助言を行う公式の労使合同安全衛生委員会の対象となる総従業員の割合。	31–32		
●LA7	地域別の、傷害、業務上疾病、損失日数、欠勤の割合および業務上の総死亡者数。 深刻な疾病に関して、労働者、その家族またはコミュニケーションのメンバーを支援するために設けられている、教育、研修、カウンセリング、予防	_		
●LA8	および危機管理プログラム。	31–32		
OLA9	労働組合との正式合意に盛り込まれている安全衛生のテーマ。	31		
研修および ●LA10	♪教育 従業員のカテゴリー別の、従業員あたり年間平均研修時間。	_		
OLA11	従業員の継続的な雇用適性を支え、キャリアの終了計画を支援する技能管理および生涯学習のためのプログラム。	32		
OLA12 多様性と	定常的にパフォーマンスおよびキャリア開発のレビューを受けている従業員の割合。 機会均等	_		
●LA13	************************************	_		
男女の報				
	動作を別 従業員のカテゴリー別の、基本給与の男女比。	基本給与で男女差なし		

項目	指標	該当ページ、直接回答		
- 人	1日 4年	および備考		
社会性:人権				
	『調達の慣行			
●HR1	人権条項を含むあるいは人権についての適性審査を受けた、重大な投資協定の割合とその総数。	_		
●HR2 ●HR3	人権に関する適正審査を受けた主なサプライヤー(供給者)および請負業者の割合と取られた措置。	13–14. 29		
無差別	研修を受けた従業員の割合を含め、業務に関連する人権的側面に関わる方針および手順に関する従業員の研修の総時間。	13-14, 29		
無左別 ●HR4	差別事例の総件数と取られた措置。			
結社の自				
●HR5	結社の自由および団体交渉の権利行使が著しいリスクにさらされるかもしれないと判断された業務および主要なサブライヤーと、それらの権利を 支援するための措置。	_		
児童労働				
●HR6	児童労働の事例に関して著しいリスクがあると判断された業務および主要なサブライヤーと、児童労働の防止に貢献するための対策。	_		
強制労働				
●HR7	強制および義務労働の深刻な危険がある業務および主要なサプライヤー、および強制・義務労働の根絶に寄与するために取られた措置。	_		
保安慣行	# 75 L B 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1			
OHR8 先住民の	業務に関連する人権の側面に関する組織の方針もしくは手順の研修を受けた保安要員の割合。 毎到	_		
	性型 先住民の権利に関する違反事例の総件数と、取られた措置。	_		
評価	ルロスの日本のでありるためでは、外では、外では、大きないのでは、			
	人権の調査および/もしくは影響の評価を必要とする業務の比率と総数。	_		
苦情の解				
●HR11	人権に関する苦情申し立ての数および、正式な苦情対応システムを通じて対処・解決された苦情の数。	_		
14h 4d	社会性:社会			
地域コミュ ●SO1	ーナイ 地域コミュニティとの取り決め、影響評価、開発計画などの履行をともなう事業(所)の比率。			
●S09	ル・ベース・エー・バースの 水が大のり、水子音が叫、 用ル・音 回水 とい (水) アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・アース・	該当なし		
	地域コミュニティにネガティブな影響を及ぼす可能性の高い、または実際に及ぼしている事業(所)で実施されている防止策や軽減策。	該当なし		
不正行為	The state of the s			
●SO2	不正行為に関連するリスクの分析を行った事業単位の割合と総数。	_		
● SO3	組織の不正行為対策の方針および手順に関する研修を受けた従業員の割合。	19		
●S04	不正行為事例に対応して取られた措置。	該当なし		
公共政策	ハサル佐の小黒ベルトリパハサな佐田改。の金かりリパロビ、江手			
●S05 OS06	公共政策の位置づけおよび公共政策開発への参加およびロビー活動。 政党、政治家および関連機関への国別の献金および現物での寄付の総額。	_		
非競争的				
	・	_		
法令遵守				
●S08	法規制の違反に対する相当の罰金の金額および罰金以外の制裁措置の件数。	_		
野歯の歯	社会性:製品責任			
顧客の安	制りなけびサービスの安全衛生の影響について、改美のために評価が行われているニメフサイクルのファージ かこびにその けっかき順の対象と			
●PR1	なる主要な製品およびサービスのカテゴリーの割合。	21-24		
OPR2	製品およびサービスの安全衛生の影響に関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に配載。	_		
	ドサービスのラベリング 7. 第1			
●PR3	各種手順により必要とされている製品およびサービス情報の種類とこのような情報要件の対象となる主要な製品およびサービスの割合。	_		
OPR4	製品およびサービスの情報ならびにラベリングに関する規制および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載。	_		
OPR5	顧客満足度を測る調査結果を含む、顧客満足に関する実務慣行。	_		
	ング・コミュニケーション			
●PR6	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する法律、基準および自主規範の遵守のためのプログラム。	_		
	広告、宣伝および支援行為を含むマーケティング・コミュニケーションに関する規範および自主規範に対する違反の件数を結果別に記載。	_		
顧客のプラ	ライバシー - 顧客のプライバシー侵害および顧客データの紛失に関する正当な根拠のあるクレームの総件数。			
OPR8 法令遵守	駅台のノノ1ハノー区台のよい駅台ナーツの初大に関する正言は依拠のののソレームの総件数。	_		
本市是寸 ●PR9	製品およびサービスの提供および使用に関する法規の違反に対する相当の罰金の金額。			
→ FIN3	衣仰のあい。 こへいた穴のかい 次用に関する はがり 建火に対する 自コン 副立い 立領。			